

上田市自治会連合会補助要綱

(助金規制)

本規則は、上田市自治会連合会補助事業の実施を目的とするものである。

(趣旨) 本規則は、(1)各地区連の活動に対する助成、(2)各自治会の活動に対する助成、(3)各地区連と各自治会との連携による地域活性化のための助成等の事業を実施するものである。

第1条

本規則は、上田市自治会連合会（以下「自治連」という。）が上田市自治会連合会地区連合会（以下「地区連」という。）、及び各单位自治会（以下「自治会」という）の特色ある先進的な事業に対して、一定の助成をすることにより、当該地区連及び自治会の更なる継続的な活動を支援するとともに他の地区連及び自治会の新たな活動のきっかけづくりとすることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(付与額) 本規則は、(1)各地区連の活動に対する助成、(2)各自治会の活動に対する助成、(3)各地区連と各自治会との連携による地域活性化のための助成等の事業を実施するものである。

(補助金の交付対象) 本規則は、(1)各地区連の活動に対する助成、(2)各自治会の活動に対する助成、(3)各地区連と各自治会との連携による地域活性化のための助成等の事業を実施するものである。

第2条 補助金の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 上田市自治会連合会に所属する地区連
- (2) 上田市自治会連合会に所属する自治会により構成された地区連に準じた団体
- (3) 上田市自治会連合会に所属する自治会

(交付対象事業等及び選定) 本規則は、(1)各地区連の活動に対する助成、(2)各自治会の活動に対する助成、(3)各地区連と各自治会との連携による地域活性化のための助成等の事業を実施するものである。

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地区連が主体となり取り組む特色ある事業（イベントの開催等）
 - (2) 地区連に準じた団体が取り組む特色ある事業
 - (3) 各自治会が実施する他自治会のモデルとなる、きわめて特色のある先進的な事業
 - (4) 住民自治組織（地域振興、地域住民福祉の向上及びそれに伴う地域課題の解決等を図り住民自治を推進することを目的に、地区連を中心として地区の各種団体を代表する構成員により横断的に組織される自主運営団体）の設立に向けた取組
- 2 地区連（以下「地区連」に準じた団体を含む。）の補助事業（第3条第1項第4号を含む。）の選定は、自治連の役員会（以下「役員会」という。）において当該地区連会長による当該事業の概要説明を受け決定する。
- 3 自治会の補助事業の選定は、役員会において当該地区連会長による当該事業の推薦を受け役員会において決定する。

(補助金額) 関連機関会合運営委員会

第4条 第3条第1項第1号に該当する事業への補助金額は年額1万円を原則とし、事業内容（性格、位置付け、対象範囲等）により役員会において若干の増額をすることができる。

2 第3条第1項第2号に該当する事業への補助金額は役員会において決定する。

3 第3条第1項第3号に該当する事業への補助金額は年額1万円とする。

4 第3条第1項第4号に該当する事業への補助金額は年額1万円とする。

(事業報告)

第5条 補助を受けた地区連及び自治会は、役員会において事業報告を行うものとする。ただし、自治会における事業報告は、地区連会長による報告に代えることができる。

(改正) 第6条の改正は、原則として上田市自治会連合会総会において行うものとする。

2 緊急を要する改正については、役員会での決定により暫定施行をすることができる。ただし、この場合においては、直近の総会で改正の承認を要する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、役員会の承認を得て会長が別に定める。

附 则
この要綱は、平成20年3月12日から施行する。